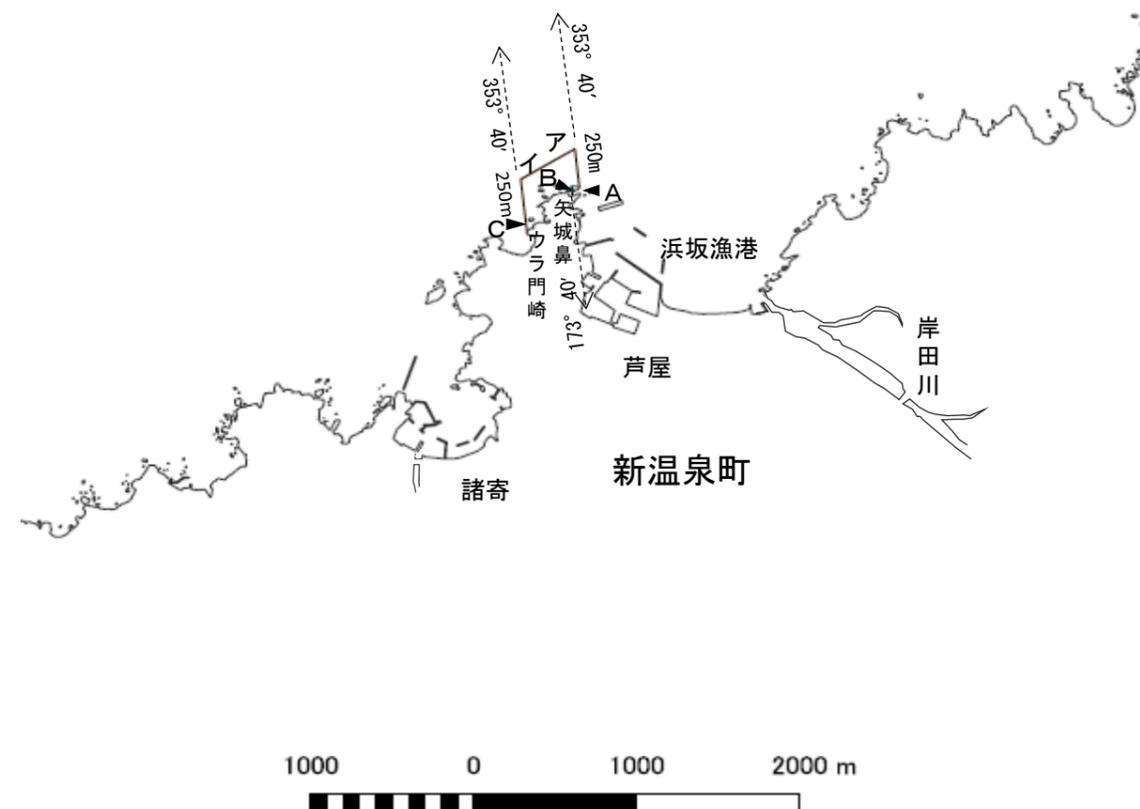


免許番号 共第228号

漁場の位置 美方郡新温泉町芦屋地先

漁場の区域 次の点アとBを結んだ線及びA、イ、ウ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端
(通称赤島東端)
(北緯35度38.17分、東経134度26.42分)
 - B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端
(通称赤島西端)
(北緯35度38.17分、東経134度26.39分)
 - C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端
(北緯35度38.01分、東経134度26.21分)
 - ア Bから173度40分の方位線と対岸との交点
(北緯35度38.31分、東経134度26.41分)
 - イ Aから353度40分250メートルの点
(北緯35度38.14分、東経134度26.40分)
 - ウ Cから353度40分350メートルの点
(北緯35度38.20分、東経134度26.19分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許

共 第228号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）				免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
	1	1	のり漁業		9月1日から5月31日まで	1	かめので漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
1		そぞ漁業		同上	1	ばい漁業		同上		
1		わかめ漁業		3月1日から7月31日まで	1	うに漁業		同上		
1		もずく漁業		4月1日から8月31日まで	1	なまこ漁業		同上		
1		うみぞうめん漁業		同上	1	たこ漁業		同上		
1		てんぐさ漁業		3月1日から8月31日まで		以下余白		以下余白		
1		ほんだわら漁業		1月1日から12月31日まで						
1		かじめ漁業		同上						
1		あらめ漁業		同上						
1		いがい漁業		同上						
1		くろくち漁業		同上						
1		かき漁業		同上						
1		はまぐり漁業		同上						
1		あさり漁業		同上						
1		あわび漁業		同上						
1		とこぶし漁業		同上						
1		ずめ漁業		同上						
1		ささえ漁業		同上						
1	にし漁業		同上							
海区		但馬海区		免許番号	共 第 228 号			摘要		

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		